

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-6
提出年月日	令和5年3月30日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	全般	「〇〇内に設置（又は保管）する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	62-2, 62-4, 62-8, 62-9, 62-13, 62-15 添62-2, 添62-7	発電所内の通信連絡の説明において、「衛星電話設備」を「衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）」と個別に記載していた箇所を見直し、「衛星電話設備」と修正しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	62-12	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。 （新）また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	62-12	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。 （新）また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	62-26	第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図 以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）プロセス計算機等 （新）プラント計算機等 また、衛星電話設備（携帯型）および無線連絡設備（携帯型）を使用場所である屋外に記載を移動しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	添62-8	第2.19-1 図 通信連絡設備の系統概要図 以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）プロセス計算機等 （新）プラント計算機等 また、衛星電話設備（携帯型）および無線連絡設備（携帯型）を使用場所である屋外に記載を移動しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	添62-40, 添付62-43, 添62-49, 添62-79, 添62-83	表中、可搬型代替交流電源設備の保管位置について、分散配置されている位置の記載を追記しました（下線部参照）。 （旧）屋外（1号炉西側31mエリア） （新）屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)）	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.7.0）	添62-67	以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策指揮所所のそれぞれの・・・ （新）衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策指揮所所のそれぞれの・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	全般	「〇〇内に設置(又は保管)する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-1-1~62-1-12	S A基準適合性 関連資料番号等を見直しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-2-2	62-2配置図T. P. 17. 8m 中央制御室の位置を明記しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-2-8~62-2-19	資料「62-6アクセスルート図」と内容が重複しており、まとめ資料側のみ記載が残っていたため削除しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-2	以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-2 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内操作) (2/3) (新) 第62-5-2 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (2/3)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-3	以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内操作) (3/3) (新) 第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (3/3)	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-6	以下の誤記を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室及び中央制御室付近に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、 (新) 中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-7	以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-1 携行型通話装置を使用する通話場所の例 (新) 第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-7	第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 使用箇所及び最寄りの中継点に記載の建屋高さに「T. P.」を追記しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-8	以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-6 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要 (新) 第62-5-6図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 2. 0)	62-5-18, 19	表番号が重複していたことにより、以下の記載を修正しました。 (旧) 第62-5-5表, 第62-5-5表, 第62-5-6表, 第62-5-7表 (新) 第62-5-5表, 第62-5-6表, 第62-5-7表, 第62-5-8表	